

損害保険会社の経営が破綻した場合の保険金等のお支払いについて

平成18年4月
ニッセイ同和損害保険

引受保険会社各社の経営が破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続に基づき契約条件の変更が行われた場合には、保険金の支払や満期返戻金・解約返戻金等の支払が一定期間凍結されたり金額が削減される等、お客さまに支障が生じる場合があります。

損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。引受保険会社各社は損害保険契約者保護機構の会員であり、引受保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、損害保険契約者保護機構により、個人分野の保険を中心に保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金、満期返戻金・解約返戻金等が削減されることがあります。

補償対象契約と補償割合の概要については下表をご参照ください。補償対象契約以外の契約は、損害保険契約者保護機構による保護はありません。破綻保険会社の財産の状態に応じて給付が行われます。

		事故発生時の補償 (保険金支払)	解約返戻金	(積立型保険である場合) 積立部分の満期返戻金、 解約返戻金など
下記以外の損害保険	・自動車保険	破綻後3ヶ月以内の保険事故は100% 3ヶ月経過後は80%	80%	80%
	・火災保険※1 ・賠償責任保険など自動車保険以外の損害保険※1			
疾病・傷害・介護に関する保険	・短期の傷害保険※2 ・海外旅行(傷害)保険	90%※3		90%※3
	・短期の傷害保険以外の傷害保険 ・医療に関する保険 ・がんに関する保険 ・医療費用保険 ・所得補償保険等 ・年金払積立傷害保険 ・財形貯蓄傷害保険			

<ご注意>

自動車損害賠償責任保険、家計地震保険につきましては、改定前後を問わず、保険金支払及び解約返戻金ともに100%補償です。なお、上表の保険契約の区分は、主契約(基本的に普通保険約款)の保険金支払事由に従うこととなります。

※1保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合であるもの(これ以外のものであって、その被保険者である個人・小規模法人・マンション管理組合がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分を含む)に限ります。それ以外は補償の対象となりません。

—「小規模法人」とは、破綻時に常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます)をいいます。

①日本法人

②その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人

—「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

※2 「短期の傷害保険」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。

—「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率(平成18年4月時点では3%)を常に超えていた保険契約をいいます(保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります)。

【追加引下げ後の補償割合の例】

[計算式] $90\% - (\text{予定利率} - \text{基準利率}) \times 5\text{年分} \times 1/2$ で求められた値となります。

[計算例] 予定利率 5%、基準利率 3%の場合… $90\% - (5\% - 3\%) \times 5\text{年分} \times 1/2 = \text{補償割合 } 85\%$ (弁済率が下限です)

- 注1) 破綻保険会社の財産状況により、前頁の表の補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。
- 注2) いわゆる共済や平成18年4月施行の改正保険業法に基づく少額短期保険業者の引き受けた保険契約は、前頁の損害保険契約者保護機構による補償の対象とはなりません。
- 注3) 保険契約の移転等が行われる際、予定利率の変更(引下げ)や、早期解約控除が設定される場合があります。このような場合、損害保険契約者保護機構による補償(80%や90%)があっても、当該補償割合を下回る保険金・返戻金しか受けられない可能性があります。

◆予定利率の変更(引下げ)

- ・過去に高い予定利率が付されていた積立保険は、破綻時の市中金利を参考に予定利率が見直されます。
この場合、実際の満期返戻金等は、契約時に約定した満期返戻金等に補償割合を乗じた額をさらに下回ることになります。

◆早期解約控除の適用

- ・年金払積立傷害保険や介護(費用)保険等の再加入が難しい可能性のある保険契約は、継続されることが前提となっています。
この趣旨に反して早期に解約される保険契約の解約返戻金等は、破綻時から一定期間、一定の控除が行われる場合があります。
この場合、実際の解約返戻金等は、契約時に約定した解約返戻金等に補償割合を乗じた額を下回ることになります。
- ・補償割合80%の保険契約(該当契約は、前頁の表をご参照ください。)には、早期解約控除は適用されません。